

自家製リキュールの提供について (お酒を取り扱う飲食店の皆様へ)



- 自家製梅酒などの漬け込んだお酒をお店でお客様に提供するには、
- ① **事前に所轄の税務署に申告が必要であること**
 - ② **漬け込むためのお酒の種類に制限があること**
 - ③ **使用できない物品があること**
 - ④ **申告した飲食店に限り漬け込みが可能であること**
- は、ご存知でしたか？

お酒とお酒を混ぜたり、お酒に果汁や果物などの物品を入れたりすることは、酒税法上のお酒の製造行為に当たり、製造免許が必要です。

しかし、一定の要件を満たすことで、製造免許を受けずにできる行為があります。

○ 飲食店の方が製造免許を受けずにできる行為とは…

- 1 お客様の **注文を受けてから**、チューハイやカクテルを作って提供する。
⇒ この場合、手続は必要ありません。
- 2 アルコール分が **20度以上の蒸留酒にお酒以外のものを混ぜて漬けておき**、お客様の求めに応じて提供する。
⇒ **この場合、お店の地域を所轄する税務署に事前の申告が必要となります。**

○ 誤りの事例（飲食店の方が申告してもできないこと）

- ・ サングリア ⇒ 蒸留酒ではないワインを使うのでダメ
- ・ 清酒ベースの梅酒 ⇒ 蒸留酒ではない清酒を使うのでダメ

**気を付けて
ください!!**

○ 詳しくは、申告しようとするお店の所在地の所轄税務署の酒類指導官までお尋ねください。

○ 大阪府内の酒類指導官設置署と所轄地域は次のとおりです。

東税務署 ☎06-6942-1101	大阪市福島区、此花区、西淀川区、東成区、旭区、都島区、城東区、鶴見区、淀川区、東淀川区、北区、中央区（南署の所轄地域以外）、枚方市、寝屋川市、交野市、門真市、守口市、大東市、四條畷市
南税務署 ☎06-6768-4881	大阪市西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、生野区、阿倍野区、住吉区、住之江区、平野区、東住吉区、西成区、中央区（安堂寺町、松屋町、南船場以南の地域）
堺税務署 ☎072-238-5551	堺市（美原区以外）、岸和田市、貝塚市、泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡
茨木税務署 ☎072-623-1131	池田市、豊中市、箕面市、豊能郡、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、三島郡
東大阪税務署 ☎06-6724-0001	八尾市、松原市、柏原市、富田林市、堺市美原区、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡、東大阪市

※ 自動音声の案内が流れますので、「2」番を選択して呼び出してください。